

出雲農林高等学校における  
「学校いじめ防止基本方針」

令和元年6月改訂

生徒指導部

1 **学校いじめ防止基本方針**

「いじめはどこの学校にも、どの生徒にも起こりうる」「誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得る」「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という基本認識に立ち、本校生徒が、安心・安全かつ明るく元気に学校生活を送ることができる学校を目指すために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 **いじめとは**

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット、携帯、スマホを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止のための基本的な考え方

- ・いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものであるという認識を持つ
- ・学校内にいじめを許さない雰囲気を作る
- ・生徒・教職員の人権感覚を高める
- ・生徒間、生徒教員間に温かな人間関係を築く
- ・いじめを早期に発見し、早期に解決する

(3) いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく「観衆」、「傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用が働いたり、促進作用が働いたりする。

(4) いじめの具体例(犯罪行為として取り扱われる場合)

- ・冷やかし、からかい、悪口や脅し、暴言・・・・・・・・脅迫、名誉棄損、侮辱
- ・仲間外れ、集団による無視 \* 刑罰法規には抵触しないが毅然とした対応が必要。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・暴行
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする・・暴行、傷害
- ・金品をたかられる(お金、物をせがむ、使いつ走り)・・強要、恐喝
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・窃盗、器物破損
- ・嫌なこと、性的辱め、危険な行為をさせられたりされたりする・・強要、強制わいせつ
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や画像、嫌なことを載せられる・・名誉棄損、侮辱

(5) いじめの早期発見

いじめの問題解決の基本は、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視することなくいじめを積極的に認知する。訴えた生徒の立場に立って組織的に対応することが重要である。

### 3 **いじめの指導体制・組織的対応**

(1) **いじめ防止委員会**：(日常観察・アンケート・面談・周りからの訴え情報から発覚)

指導体制

該当組織

構成員 座長は生徒指導部長

教頭、農場長、生徒指導部長、生徒指導部員、健康相談部長、人権・同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、当該学科長、当該学年主任、養護教諭、SC、その他校長及び教頭が必要と認めた者(部活動顧問等)

○報告経路(アンケートより)

いじめ的事案→生徒指導部長(部員)→拡大学年会(副担・学年付き含む)→いじめ防止委員会→運営委員会→職員会議(情報共有)

**＜懲戒や重大事態にならないように未然の指導方法協議・懲戒に値するか否かの協議・いじめ事案の指導内容の協議・いじめ認知協議＞**

\*学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実施するため学校は組織的に対応することが必要である。いじめに係る情報があった時にはいじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(文部科学省 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 第22条)

●活動内容(定期的に会議を開催)＜別紙、年間計画参照＞

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の見直し
- ・校内研修会の企画・立案
- ・いじめ発生による事実確認、指導、対応の検討(学年会と連携)
- ・いじめアンケート調査の結果による事実確認、指導、対応の検討(学年会と連携)
- ・被害者、加害者とその保護者への対応の協議  
(支援の内容と具体的な手立て及び指導)
- ・被害者の保護者への連絡(状況・要望・ケア)
- ・いじめの解決への指導・支援(継続指導・経過観察)

(2) **いじめ対策委員会**(日常観察・アンケート・面談・周りからの訴え情報から発覚)

指導体制

該当組織

いじめ対策委員会構成員

校長、教頭、農場長、生徒指導部長、生徒指導部員、当該担任、教務部長、健康相談部長、人権・同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、当該学科長、当該学年主任、養護教諭、SC、その他校長及び教頭が必要と認めた者(部活動顧問等)

○審議経路

いじめ認知→生徒指導部長→いじめ対策委員会(指導原案協議)→職員会議(審議)

**いじめ事案で懲戒に値するか否かは管理職、生徒指導部及び学年部で協議し、防止委員会か対策委員会の区別をする。**

### <緊急時・懲戒以上の事案(日数、家庭訪問日程、指導内容の決定)・重大事態>

\*いじめ対策委員会は緊急時及び懲戒処分に当たる事案、重大事態が発生した場合、校長主導のもと、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。必要に応じて、出席停止、懲戒、警察との連携による措置も含めて対応する。

なお、重大事態においては速やかに教育委員会に報告、相談し教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

#### ●活動内容

- ・いじめ発生による事実確認、支援、指導、対応の検討(学年会と連携)
- ・指導原案協議(懲戒の場合：内容、日数、家庭訪問計画、申し渡し等の協議)
- ・指導方法、分担決定
- ・被害者、加害者とその保護者への対応の協議  
(支援の内容と具体的な手立て及び支援、指導)
- ・被害者の保護者への連絡(状況・要望・ケア)
- ・いじめ解決への指導・支援(継続指導・経過観察)

#### 4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大切である。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

##### (1) 学業・生活指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高め、互いを思いやる集団作り  
(授業・クラス活動・生徒会活動・委員会活動・部活動・学校行事等)
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり  
(ユニバーサルデザイン、スパイラル学習・授業評価・授業互見による授業内容の向上)
- ・ボランティア活動・奉仕活動の充実  
(全校ボランティア・ボランティア実践等)

##### (2) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施(S C来校時、各学期生徒面談・保護者面談の活用)

##### (3) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚(学校人権教育活動計画に基づく諸活動)
- ・講演会等の開催(人権教育講演会)

##### (4) 情報教育の充実

- ・情報教育(情報科目)におけるインターネット上のモラル教育の指導

##### (5) コミュニケーション教育の充実(出農ショップ・農業祭等)

- ・農業教育としてのコミュニケーション教育の充実

##### (6) 農業教育として命を大切にす教育の推進

##### (7) 保護者との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知

## 5 **いじめの早期対応**

### (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「発生時の組織的対応：別紙1」により速やかに報告し、事実確認をする。

### (2) いじめられている生徒

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

### (3) いじめている生徒

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

### (4) 教室でのサイン

教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

### (5) 家庭でのサイン

家庭内での会話や様子でサインが見られたら学校と連携が図れるよう保護者に伝えておく。

### (6) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知（SCの活用）
- ・面談の定期的実施（SC来校時、各学期生徒面談・保護者面談の活用）

### (7) 定期的調査の実施

- ・いじめアンケート（1，2年生：年3回　3年生：年2回）
- ・アンケートQUの実施（1，2年生：年2回）

### (8) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底（学年会→いじめ防止、対策委員会・生徒指導部会）
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・入学時・進級時の引継ぎ

## 6 **いじめの把握すべき情報例**

\*誰が誰をいじめているのか?・・・・・・・・・・・・・・ 【加害者と被害者の確認】

\*いつ、どこで起こったか?・・・・・・・・・・・・・・ 【時間と場所の確認】

\*どのような内容のいじめか?・・・・・・・・・・・・・・ 【内容】

\*いじめのきっかけは?・・・・・・・・・・・・・・ 【背景と要因】

\*いつ頃から、どのくらい続いているか?・・・・・・・・ 【期間】

**要注意：生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること！**

## 7 **当事者への対応**

### ① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し継続的に寄り添える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら継続的な支援を行う。

### ② いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめを行った生徒から、事実関係調査を行いいじめがあったことが確認された場合複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、継続的に指導を行う。
- ・必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含めて、毅然とした対応を行う。
- ・いじめを行った生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。また、心理的な孤立感・疎外感を与えることが無いように適切な教育的配慮を行う。

## (1) **周りの生徒への対応**

- ・当事者の問題にとどめず、学級及び学年、学校全体として考えいじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換を目指す。
- ・「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬ行為もいじめに負荷する行為であることを理解させる。
- ・自分たちの問題として意識させる。
- ・相談すること、いじめを知らせることは勇気があり正義感ある行動であることを理解させる。

## (2) **保護者への対応**

### ① いじめられている生徒の保護者に対して

- ・相談されたケースでは、複数の教員で対応し、少しでも安心感を与えられるように連絡をする。(内容と指導体制)
- ・家庭訪問等によりできるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えとともに、今後の対応等について情報共有を行う。
- ・状況に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら継続的な支援を行う。

### ② いじている生徒の保護者に対して

- ・迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

### (3) **特に配慮が必要な生徒への対応**

以下の生徒はもとより、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携を進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

- 発達障がいを含む、障害がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がい特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した生徒、又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境での不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

### (4) **事態収束の判断**

#### ○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為(インターネット上も含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害、加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は改めて、相当期間を設定し状況を注視する。

#### ○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめ解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行すること。

### **解消の目安の判断は3か月**

\*被害者及び保護者に対し心身の苦痛を感じていないか面談などを通し確認する。

### 8 **関係機関との連携**

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な

対応をすることが重要である。生徒を見守り、健やかな成長を促すためには関係機関との連携が不可欠である。

①教育委員会との連携（こども安全支援室）

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

②警察との連携（生活安全課、警察OB）

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携（児童相談所、SSW, 民生委員）

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携（SC、学校医、専門医）

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

⑤中学校との連携や、他校との連携など生徒の人間関係やグループ形成の状況等の把握に努める。

事例研究1（養護教諭からの情報に対して、担任の受け止めが不十分だった例）

1年生のA生徒が、「B生徒の中学校時代のことを、他の友人に話したことをきっかけに、同じクラスのB生徒のグループにいじめられている。」と養護教諭に相談してきた。

養護教諭は、担任に伝えたところ、担任は、B生徒を呼んでA生徒から相談があったことを伝え、事情を聞いた。B生徒は「そんなつもりはありません。これから気をつけます。」と言ったので面談を終えた。担任は解決したと考え養護教諭に報告した。

4月にクラス替えがあり二人は同じクラスになったが、A生徒は教室に入れなくなった。養護教諭の確認でいじめが継続していたことが分かった。

課題1：担任が養護教諭から十分に状況を確認せず、A生徒の訴えを安易にB生徒へ訴えた。

課題2：「B生徒が反省していたので、いじめは解決した。」と安易に考え、その後の経過観察が無かったため、いじめの継続に気が付かなかった。

留意点

- ◆養護教諭との連携が不可欠。相談内容を本人に配慮しながら報告する。
- ◆いじめの人間関係は、一人の判断ではとらえにくい。多くの教職員で情報を共有し、日々の観察を行うことが大切。
- ◆複数の見方や視点から方策を検討して取り組むことが解消の近道である。



### 事例研究2（安易な約束が事態を悪化させた例）

B先生は、担任をしている1年生のA生徒から「先生だけに相談がある。」と言われ、相談室で話を聞いた。「友達と思っていた子から無視されたり、悪口を言われたりしている。ずっと我慢してきたが、もう疲れた。」とリストカットの跡も見せられた。A生徒は「誰にも言わないで。」と言ったが、先生は学年会で報告し、早期解決を図るため教職員や関係している生徒に聴き取りを行った。いじめの事実は確認されず、学年全体で様子を見守っていたが、一週間後A生徒は「誰にも言わないと約束したのに。」と言った後、翌日から学校に来なくなった。

課題1：「リストカット」したなど深刻な相談に、どのように対応すべきか理解していなかった。

課題2：生徒の意向に反して聴き取り調査等を実施した場合、生徒との信頼関係が崩れることやいじめを助長する可能性があることを認識していなかった。

#### 留意点

- ◆自殺の可能性があるような深刻な状況には、「あなたのことを心配している」という姿勢を示したうえで、教職員や保護者が連携していく必要性を認識させ、組織的な対応をとる了解を、本人からとることが大切。
- ◆生徒や保護者から学校は関与しないで欲しいと強く要求されたら、意向を尊重するあまり対応が遅れないように、できる範囲で事実確認の把握に努める。学校として生徒の人権と命を守るという毅然とした姿勢を本人や保護者に示し、了解を得て、速やかに対応する。

## 9 ネットいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては法務局や警察等の専門機関と連携して対応していくことが必要である。

### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、SNS、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。インターネット上のいじめは刑法上の名誉棄損罪、侮辱罪、民事上損害賠償請求の対象となり得るため人権侵害に当たり深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

### (2) ネットいじめの予防

#### ①保護者への啓発

- ・フィルタリングや保護者の見守りについて、入学時オリエンテーション、PTA総会、情報モラル講演会、学校配布物で啓発

#### ②情報教育の充実

- ・情報教育（農業科目）におけるモラル教育の指導

#### ④ネット社会についての講話（防犯）の実施（教職員・生徒・保護者）

- ・情報モラル教育講演会及び警察による講演の実施

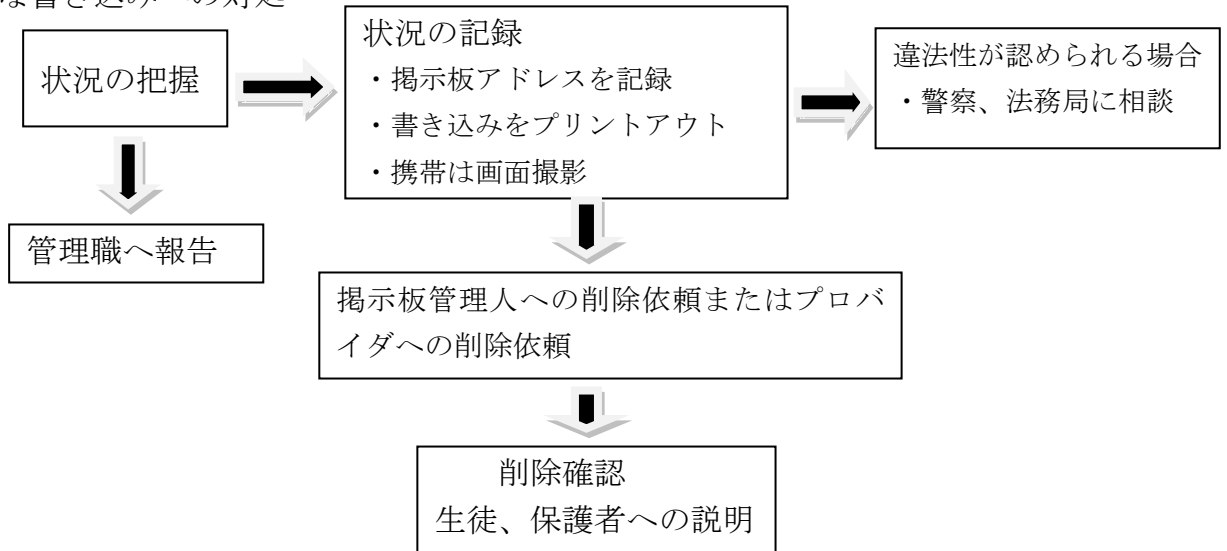
### (3) ネットいじめへの対処

#### ① ネットいじめの把握

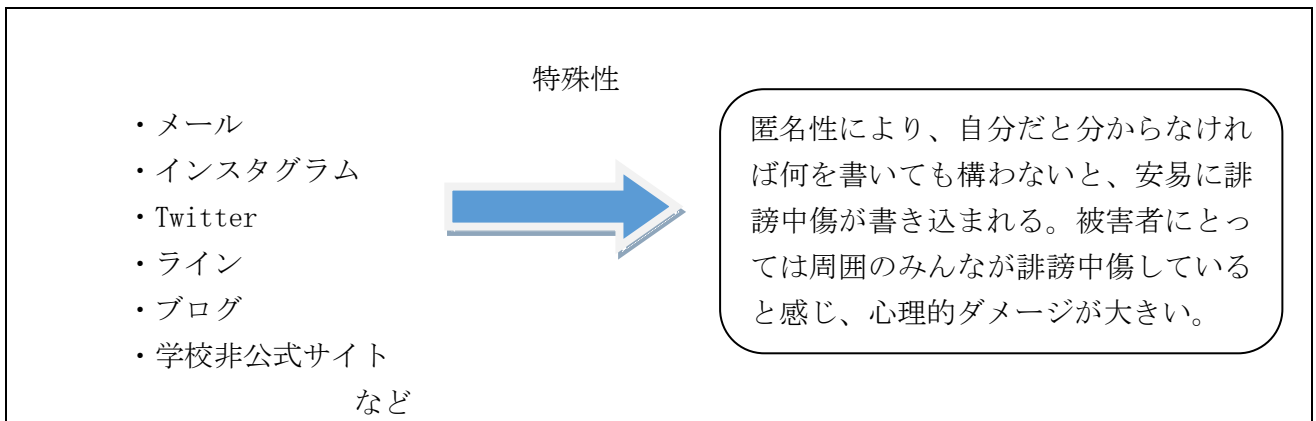
- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報

\*書き込みをした者の名前が分かっても、「なりすまし」も考えられるため、直接当事者に聴くときは、事実確認を慎重に行う。

#### ② 不当な書き込みへの対処



### < SNSトラブル事例 >



**\* SNS**・・・A君は多くの友人が登録されている SNS で日記を書いている。ある時、冗談のつもりで友達 B君の悪口を書き込んだ。B君には見られない設定にしていたが、他の友達がそれをコピーして書き込みをしたことで、B君にもその悪口が伝わった。A君が書き込んだ内容に怒った B君は、自分の日記に A君への文句を書き込んだ。それが、SNS 上の友人にあつという間に広がり、それを知った A君は、はじめて事の重大さに気づいた。

#### 特殊性

- 記載された個人情報や、画像は情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に記載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により、自宅が特定されるなど、利用者の情報が流出する恐れがある。

**\*動画サイト・・・**A君はクラスの数人からプロレス技をかけられた。その様子は携帯電話でも撮影されていた。そして、過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。

## 特殊性

- 一度流出した個人情報、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

## 10 **重大事態への対応**

### (1) 重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

事実関係が確定した段階で、重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

①いじめにより当該学校の生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②いじめにより当該学校の生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合(いじめが原因での不登校)
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合。

(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態時の報告・調査主体の決定 (別紙2参照)

学校が重大事態と判断した場合、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。

○教育委員会が調査主体を学校とした場合は、学校に設置している「いじめ対策委員会」を母体とし重大事態の状況に応じて専門家を加えて速やかに調査を実施する。また、教育委員会は学校に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じて専門的知識及び経験を有した第三者を派遣する。

○教育委員会が主体となって調査を行うと判断した場合は、附属機関において調査を速やかに行う。この附属機関の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家などの専門的知識を有する者を充てる。当該事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しないものから選任し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

この調査結果についてはいずれの場合も教育委員会を通じて知事に報告する。

### (3) 事実関係調査

- ・重大事態に至る要因、人間関係、学校・教職員の対応
- ・学校外組織（警察等）との綿密な連携
- ・当該生徒からの事実確認

#### ① いじめを受けた生徒から聴き取りが可能な場合

- ・情報提供した生徒（当該生徒と関係のあったの生徒）を守る（最優先）
- ・質問紙等により事実確認
- ・学校生活復帰への支援、学習支援
- ・いじめた生徒へのすみやかな指導

#### ② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・入院などいじめを受けた生徒から聴き取りができない場合は、当該生徒の保護者の要望
- ・意見を十分に聞き、今後の調査について（関係生徒への質問紙によるアンケートを含め）協議し調査に着手

#### ③ いじめを受けた生徒が自死した場合

亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して行う。

- ・遺族の要望・意見を十分聴取し、できる限りの配慮と説明
- ・在校生への詳しい調査の実施、調査の目的・目標を説明
- ・専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価
- ・調査結果の公表に関する方針を遺族と合意
- ・情報発信、報道対応は正確で一貫した情報提供
- ・自死の連鎖に留意

#### ④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

- ・調査より明らかになった事実を（経過報告も含め）説明
- ・情報の提供に当たって、他の生徒のプライバシーや関係者の個人情報に配慮
- ・質問紙等の実施により得られたアンケートについては、調査対象となる生徒やその保護者へ情報公開する必要があることを事前に説明

#### ⑤ 調査結果の報告

- ・教育委員会を通じて知事に報告
- ・いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。

### ○共通認識

- 1 生徒との信頼関係づくりが重要、まずは教員が見本となる姿勢を示す。
- 2 おかしい言動など気づいたら、即その場で注意、指導し報告、連絡。
- 3 いじめアンケートには素直に沢山書いている生徒が多い。教員に訴えており、サインを発信し助けを求めている表れである。丁寧に話を聞き安心して安全な学校を目指すために守ってやるという意識で関わる。
- 4 LHRなどで定期的に、SNSでの書き込みやからかい、ひやかしなど相手が嫌な思いをすればいじめになる。いじめは犯罪であるということを伝えていく。
- 5 学科の生徒だけでなく、出雲農林の生徒という認識で先生方一人一人が沢山の生徒に対し声掛けをする。
- 6 一人で抱え込まず、相談し組織で対応。

## 参考資料

「高等学校における『学校いじめ防止基本方針』（私案）野島忠夫（栃木農業高校校長）」  
（国）いじめ防止基本方針策定協議会（第4回）委員提出資料（2013年9月20日）  
生徒指導リーフ増刊号「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（国立教育政策研究所）  
上記資料を、出雲農林高校の実態に合わせ、加筆・修正・削除して作成